5　Summary
⑴　Classification of the products to be procured : 14
⑵　Nature and Quantity of the services to be required : Official supplies.
⑶　Delivery period : By 20th December 2019
⑷　Qualifications for the participation in the tendering procedures : A～D
⑸　Time limit of tender : By 13 : 30　14th June 2019
⑹　Contact point for the notice : WINS Department of Japan Racing Association, 6―11―1 Roppongi Minato-ku, Tokyo 106―8401 Japan tel 03―3591―5251

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成31年4月15日
支出負担行為担当官
近畿農政局長　阿部　　勲
◎調達機関番号　018　◎所在地番号　26
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　湖東平野農業水利事業　愛知1調整池建設工事
⑶　工事場所　滋賀県愛知郡愛荘町上蚊野及び犬上郡多賀町敏満寺地先
⑷　工事内容
①堤体
形式　傾斜コア型
堤高　5.6m
堤長　474.2m
堤頂幅　3.0m
堤頂標高　ＥＬ＝168.60m
基盤標高　ＥＬ＝163.00m
法面勾配　1：1.9
②貯水池の規模
流域面積　1.06ha
満水面積　0.88ha
貯水量　24,500㎥
常時満水位　ＥＬ＝167.30m
設計洪水位　ＥＬ＝167.43m
③洪水吐工
形式　越流堰式
設計洪水量　0.15㎥／Ｓ
④取水工　1ヶ所
⑤注水工　1ヶ所
⑥連絡水路施工延長　Ｌ＝309.32m
内訳　ＦＲＰＭ管φ800　Ｌ＝301.38m
ＤＣＩＰ管φ800　Ｌ＝7.94m
⑦蚊野2号スタンド改修　1ヶ所
⑸　工期　平成34年3月18日まで（930日間）予定。
⑹　使用する主要な資機材　ＦＲＰＭ管　Ｌ＝309m
⑺　本工事は、提出された競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準Ａ型）の適用工事である。
また、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事は、品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の工事である。
⑼　本工事は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条に基づく調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約する者に対して、予決令第86条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）結果の公表及び監督体制の強化等により品質確保等の対策を実施する工事である。
⑽　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して、施工段階確認等において監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じ以降の1年間近畿農政局管内直轄の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を減ずる試行工事である。
⑾　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。
⑿　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⒀　本工事は、競争参加者名の公表を落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後に行う工事である。
⒁　本工事は、入札説明書の交付、申請書及び確認資料の提出、受領に係わる確認及び入札について、原則として電子入札システムにより行う対象工事である。ただし、電子入札方式によりがたい場合は、紙入札方式（持参に限る）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。
⒂　本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費。労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用。
⒃　本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。
⒄　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。
⒅　本工事は、週休2日を実施した場合には間接工事費を補正し設計変更を行う試行対象工事である。受注者は、週休2日を実施する希望がある場合、週休2日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。
⒆　本工事は、入札書と技術提案書等の提出を同時に行う試行工事である。
⒇　本工事は、週休2日を促進するため、週休2日に取り組むことを前提として、現場閉所状況に応じて工事成績評定に加点評価を行うとともに、履行実績取組証明書の発行を行う工事である。
(21)　総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の適用
①　本工事は、「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）」（以下、「本方式」という。）の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を含む）について合意するものとする。
②　本方式の実施方式は、工事数量表の細別の単価に請負代金比率（落札金額を予定価格で除したもの）を乗じて得た各金額について合意する方式とする。
③　本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領（包括的単価個別合意方式）」（平成30年9月21日付け30農振第1860号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説（包括的単価個別合意方式）」によるものとする。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者であること。
⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　近畿農政局における平成31・32年度一般競争（指名競争）入札参加資格のうち「土木一式工事」の認定を受けていること。
ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記2の⑵の再認定を受けた者を除く。
⑷　近畿農政局における平成31・32年度一般競争（指名競争）入札参加資格のうち土木一式工事の一般競争参加資格の確認の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が1,250点以上であること。（上記2の⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再確認後の客観点数が要件を満たしていること。）